

第9回八街市農業委員会総会

平成22年9月21日

八街市農業委員会

平成22年第9回農業委員会総会

平成22年9月21日午後3時30分 八街市農業委員会総会を
八街市役所第1会議室に招集し、内容は次のとおりである。

1. 出席者

- | | | |
|---------|----------|----------|
| 1. 加藤孝一 | 8. 長澤恒幸 | 16. 鈴木勝雄 |
| 2. 吉野光輝 | 9. 小出幹夫 | 17. 山本重文 |
| 3. 鴨志田進 | 10. 鶴澤敏 | 18. 三須裕司 |
| 4. 中嶋則夫 | 11. 小川寛 | 19. 中田眞司 |
| 5. 中川利夫 | 12. 落合健一 | 20. 関口芳秀 |
| 6. 山本紀市 | 14. 林和弘 | 21. 関端旭 |
| 7. 森邦央 | 15. 荻嶋勲 | 22. 川野繁 |

2. 欠席者

13. 立崎義久

3. 事務局

事務局長	藤崎康雄	主査補	山内裕義
主査	梅澤孝行		

4. 議決事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（市許可）
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第5号 農用地利用集積計画の承認について

5. その他

- 報告第1号 農地法施行規則第53条第14号の規定による農地転用の届出について
（認定電気通信事業者）

藤崎事務局長	開会を宣す。（午後3時30分）
川野会長	平成22年第9回の総会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。 委員の皆様方には、大変お忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございます。 ます。

今年は格別の暑さが厳しくて、水かけ等で大変な年でございました。今日も大変暑くて、これが最後かなと思われましても、予報によると木曜日あたりから雨がきて、涼しくなるような予報を聞きましたけれども、平成16年以来の暑さだと放送などでは言うておりましたけれども、大変な年でございました。

私の独断ではございますが、1カ月置きに懇親会をやっております懇親会の費用を今まで山本重文さんに、いつも集めていただいておりましたけれども、今月から毎月5千円ずつ、報酬の中から引かせていただいて、それで支払いした方がいいかなというように決めましたので、ひとつご了承願いたいと思います。

それと、10月26日に大栄町で、法令の講習会がございます。そのときの懇親会については、1万円ずつ、10月の報酬から引かせていただくようにいたしますので、ご了承願いたいと思います。それで、余って繰り越しになった場合には、今期の終わりに精算して、一人ひとりにお返しするというようにしたいと思いますので、ご了承願いたいと思います。

以上で、総会に先立って、お願いがてら、あいさつにかえたいと思います。

さて、今月の案件につきましては、農地法第3条、4条、5条本体で11件、計画変更承認申請1件、農用地利用集積計画の承認7件、農地法施行規則第53条の規定による農地転用の届出1件、合わせまして総件数で20件が提出されております。提出された案件につきまして、慎重審議をお願いいたしまして、開会のあいさつといたします。

ただいまの出席委員は21名です。委員定数の半数以上に達しておりますので、この総会は成立いたしました。

なお、立崎委員より欠席の届出がありましたので報告いたします。

それでは、日程に従いまして、会務報告をお願いいたします。藤崎事務局長お願いいたします。

藤崎事務局長

それでは、会務報告に入ります前に、皆様のお手元に5ページになりますか、議案第3号の計画変更承認申請についての差し替えがテーブルの上に置いてあったと思えますけれども、差し替えの方に変更になりますので、中身といたしましては、当初計画、それから変更後というところの中身が若干変わっておるだけでございます。表示方法を若干変えているということでございます。後で参照していただければと思います。

それでは、会務報告をいたします。

8月26日、木曜日。午前11時から印旛郡市農業委員会連合会の研修会が佐倉市集合で、市原、それから山武市方面の視察研修がございまして、川野会長、それから、私が出席いたしました。

同じく、8月26日、木曜日。午前10時から転用事実確認現地調査を実施いたしました。担当委員は関端副会長、落合委員、荻嶋委員出席のもと実施いたしました。

9月6日、月曜日。転用事実確認現地調査を実施いたしまして、担当委員は三須部長、林委員、中田委員出席のもと実施いたしました。

9月15日、水曜日。午後1時30分から、この日は部会の現地調査の日でしたが、部会がなかったために、転用事実確認現地調査のみ実施いたしまして、関口副部長、鶴澤委員、吉野委員、中嶋委員出席のもと、実施いたしました。

以上でございます。

川野会長 次に、議事録署名委員の選任でございますが、議長から指名することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

川野会長 ご異議なしと認め、こちらからご指名申し上げます。

今月は、議席番号11番の小川委員、12番の落合委員にお願いをいたします。

議事に移ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、市許可分の1番と2番を議題といたします。

事務局、説明願います。梅澤主査、お願いいたします。

梅澤主査 それでは、議案書の3ページをごらんください。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、市許可分についてご説明いたします。

番号1、区分売買、所在八街字立合松南、地目畑、面積5千852平方メートル。権利者事由につきましては、経営規模を拡大したい。義務者事由につきましては、相続で農地を取得したが、後継者がいないため売却したいとのことであります。

次に、番号2、区分売買、所在八街字立合松南、地目畑、面積400平方メートル。権利者事由につきましては、経営規模を拡大したい。義務者事由につきましては、高齢のため、経営規模を縮小したい。

以上です。よろしく申し上げます。

川野会長 議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

1番、2番、鈴木部長、お願いいたします。

鈴木部長 1番、2番、関連がありますので、一括して報告いたします。

申請地は、市役所から北へ約4キロメートル行った市道から入りまして公道を通過して住宅地の奥へ入った場所です。

申請地の現状ですけれども、畑として利用されております。進入路は、そういう点で団地の中の公道、位置指定道路で確保されています。

次に、許可基準に適合するか否かについて、まず、権利者及び世帯員等が権利取得後に耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めたすべての農地について効率的に利用し、耕作されるかという点でございますが、権利者の所有する主な農機具はトラクターが2台、軽トラが2台、その他、動噴や一般農業に必要な農機具はすべて持

っています。

労働力は権利者が200日、世帯員平均で200日従事すると。現在、所有する農地は効率的に耕作しており、過去に農業経営規模を縮小させる行為を行った事実もありません。

以上の内容から、この案件に対しては、すべて満たしていると思いますので、許可相当と判断いたしました。

以上です。

川野会長 地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。
ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長 質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

1番、2番につきましては、関連でございますので、一括で原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長 挙手全員でありますので、1番、2番については、許可相当で決定いたします。
続きまして、3番を議題といたします。

この案件につきましては、三須委員に関連しておりますので、農業委員会等に関する法律第24条第1項の規定により、三須委員の退席を求めます。

(三須委員退場)

川野会長 事務局、説明願います。梅澤主査、お願いいたします。

梅澤主査 それでは、番号3番、区分売買、所在上砂字飛砂山、地目畑、面積3筆合計で1万1千682平方メートル。権利者事由につきましては、経営規模を拡大したいとのこととあります。義務者事由につきましては、農地を売却し、農業関連の借金を返済したいとのこととあります。

なお、この案件につきましては、7月の総会で議案第5号として、農地競売買受適格者証明の交付で、委員の皆様全員の賛成で許可相当と決定したものでございますが、債権者と義務者との話し合いで競売が取り下げとなりまして、競売取り下げ後、権利者と義務者の間で通常の売買により協議が整いまして、今回、農地法第3条の売買を目的とした申請書が提出されたものであります。

以上です。

川野会長 議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

3番、山本重文委員、お願いいたします。

山本重委員 議案第1号3番について、農地法第3条申請に関わる調査結果を報告します。

申請地ですが、位置は市役所より南へ約8キロメートル、申請地の現況については豚舎、畜舎です。その堆肥所舎、飼料用舎、それと畑です。

進入路については、市道により確保されております。

次に、許可基準に適合するか否か。まず、権利者及び世帯員等が権利取得後に耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めたすべての農地について効率的に利用し、耕作されるかという点でございますが、耕作者の所有している主な農機具は、トラクター2台、耕運機2台、軽トラック1台、フォークリフト1台。労働力は権利者及び世帯員3名、合計3名です。権利者が従事日数300日、世帯員が平均300日ということです。

現在、所有している農地及び借入地は効率的に耕作しており、過去に農業経営規模を縮小させる行為を行った事実もありません。

権利取得後に農地の面積が50アールに達するかという点でございますが、現在の経営面積が176アールであり、今回の申請と合わせて293アールということで、下限の50アールには達しております。

その他、参考となる事項としましては、現在まで豚の畜産農家であったために、周辺地域に対する支障はないものと思われま

す。以上、総合的に判断した結果、許可相当と判断いたしました。

以上、報告を終わります。

川野会長 地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いします。
ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長 質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。
議案第1号3番につきまして、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長 挙手全員でありますので、3番については、許可相当で決定いたします。
三須委員の着席を許します。

(三須委員入場)

川野会長 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

山内主査補 それでは、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、所在山田台字山田台、地目畑、面積647平方メートル。目的、駐車場用地。転用事由、現在、牛乳販売業を営んでいるが、敷地が手狭で不便が生じているため、当該申請地を業務用の車両や牛乳を運搬してくる大型車の駐車場として利用したい。

なお、本件につきましては、既に宅地として転用済みであることから始末書が添付されております。

以上です。

川野会長 議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。
1番、森委員、お願いいたします。

森委員 それでは、議案第2号1番の農地法第4条の許可申請について調査報告いたします。
当該地は市役所より南に約12キロメートル、国道126号線、沖入り口T字路より千葉方面に約300メートル左側に位置しております。進入路は確保されております。住宅地に接しており、生産性の低い第2種農地と判断いたしました。
面積について、647平方メートルも適当ではないかと思われます。
権利者は現在、森永乳業の販売店をしており、毎日、大型トラックにより商品の配達があり、国道では危険であるということで、自分の農地を転用し、駐車場として使用して造成しております。碎石を敷きまして転圧しました。雨水は自然浸透式で、外への災害の発生はないものと思われます。
資金については、自己資金で行いました。
なお、この件につきましては、始末書が添付されておりますので、この件については許可相当と思われます。
以上、報告を終わります。

川野会長 地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。
(「質疑なし」の声あり)

川野会長 質疑なしと認め、質疑を打ち切り、お諮りいたします。
議案第2号1番につきまして、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
(挙手全員)

川野会長 挙手全員でありますので、1番については、許可相当で決定いたします。
続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題といたします。
事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

山内主査補 それでは、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてご説明いたします。
番号1、当初の所在朝日字竹里、地目畑、面積2千252平方メートルのうち200平方メートル、ほか1筆、計2筆の合計面積820平方メートル。変更後の所在朝日字竹里、地目畑、面積2千51平方メートルのうち9.33平方メートル、ほか4筆、合計5筆の合計面積、828.33平方メートル。
当初の転用目的、建売分譲住宅2棟及び道路用地。変更後の転用目的、建売分譲住宅2棟及び道路用地。
転用事由、道路の補強及び道路から隣接農地への雨水対策のため、事業区域を拡大し、土留めを設置したい。

山内主査補

それでは、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、区分売買、所在朝日字竹里、地目畑、面積2千511平方メートルのうち9.33平方メートル。転用目的、道路土留用地。道路の補強及び道路から隣接農地への雨水対策のため、当該申請地に土留めを設置したい。

なお、本件については、議案第3号1番に関連しております。

番号2、区分売買、所在八街字長谷、地目畑、面積231平方メートル。転用目的、従業員宿舎1棟用地。現在、歯科医院を開業し、従業員3名を雇っているが、経費抑制を図るため、当該申請地に従業員用の宿舎を建築したい。

本件については、議案第4号3番に関連しております。

番号3、区分使用貸借、所在八街字長谷、地目畑、面積125平方メートル。転用目的、通路用地。上記申請地の従業員宿舎の通路として利用したい。

なお、本件については、議案第4号2番に関連しております。

番号4、区分売買、所在八街字北四番、地目畑、面積330平方メートル。転用目的、専用住宅用地。現在、アパートに居住しているが、子どもの成長に伴い、手狭なため、当該申請地に専用住宅を建築したい。

番号5、区分売買、所在吉倉字居下、地目畑、面積330平方メートル、ほか1筆、合計2筆の合計面積960.04平方メートル。転用目的、建売分譲住宅2棟用地。建売分譲住宅2棟建築・販売。

なお、本件につきましては、申請地に隣接する既存道路の一部を1棟分の敷地延長用地として土地利用する計画になっております。この敷地延長部分の面積を今回の農地転用面積に加算すると、開発行為となる1千平方メートルを超える事業面積となるため、都市計画課からは、本件事業が開発行為に該当するか否かについて、県の印旛地域整備センターと協議を必要とする旨の意見、回答がありました。したがって本件につきましても、その意見を付すことが妥当と思われるので、あわせてご審議をお願いいたします。

続きまして、番号6、区分売買、所在砂字瀬田入、地目畑、面積2千257平方メートルのうち904.86平方メートル。転用目的、建売分譲住宅3棟及び道路用地。建売分譲住宅3棟及び道路の建築、販売。

番号7、区分売買、所在山田台字山田台、地目畑、面積2千575平方メートル。転用目的、駐車場用地。現在、宗教団体の代表をしているが、寺院の参拝者用の駐車場が不足し、不便が生じているため、当該申請地を駐車場として利用したい。

なお、本件につきましても、既に駐車場用地として転用してあることから、始末書が添付されております。

以上です。

川野会長

事務局の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

鵜澤委員

1番は、先ほど説明済みでございますので、2番、3番を鵜澤委員、お願いいたします。

2番、3番は関連しておりますので、一緒に報告いたします。

立地基準ですが、申請地は市役所の北、約700メートルに位置し、公衆用道路に接しており、進入路は確保されております。

農地区分は、用途地域に隣接し、市街化の傾向の著しい農地に当たり、第3種農地と判断しました。

次に、一般基準ですが、申請面積は231平方メートルと125平方メートルは面積妥当と思われま

す。資金については、借入金で賄います。申請地には、小作人等、権利移転に対して支障となるものはありません。

隣接農地に対しての被害防除対策ですが、ブロックを積み、土砂の流出を防ぎます。また、隣接農地所有者は義務者のみで、問題はないと思われま

す。用水は公営水道、雨水は浸透枡処理、汚水・雑排水は合併浄化槽を通し、側溝に流します。

申請地は土地改良受益地ではありません。

これらのことから、両案件とも立地基準、一般基準とも問題ないと思われま

す。以上です。

川野会長

4番については、鴨志田委員、お願いいたします。

鴨志田委員

調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は南西へ約1キロメートル、消防署の近くに位置し、市道に面しており、進入路は確保されております。

農地性としては、用途地域内にあるため、第3種農地と判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は専用住宅用地ということですが、申請面積は330平方メートルであり、建築面積との関係においても面積妥当と思われま

す。資金の確保につきましては、借入金にて賄う計画となっております。

申請地には、小作人等、権利移転に対し、支障を来すものはありません。

次に、隣接に対する被害防除計画ですが、計画では山砂を搬入して、50センチメートルほどかさ上げを行う計画ですが、周囲にブロックを設置し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

用水は公営水道、汚水・雑排水は公共下水道へ、雨水については雨水浸透枡を設置し、敷地内処理します。

この計画を隣接土地所有者に確認したところ、確かに説明を受け、納得しているとのことでした。

よって、隣接農地の営農状況に支障を来すことはないものと思われま

す。また、申請地は土地改良受益地ではありません。

権利者は現在アパート住まいであるため、申請地に専用住宅を建築したいとの理由もあり、必要性についても認められ、あわせて許可後速やかに事業を行うものと判断しました。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに本案件は何ら問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

川野会長
荻嶋委員

次に、5番、荻嶋委員お願いいたします。

申請地は、市役所の南に位置する県道川上線を約4、5キロメートル付近に大きな坂が2つあり、その2つ目の坂に塀に沿って斜めに右に入る道があります。その道を道なりに約600メートル行くと左側の雑草の生い茂ったところです。

書類上の判断として、事務指針26、27ページの1にも3にも該当しないため、第2種農地と判断いたしました。第2種農地の場合、代替性の有無はありません。

計画面積の妥当性は適当です。

資力及び信用は、自己資金だそうです。

法人申請の場合、申請に係わる事業内容が法人登記簿謄本等において定められた目的または業務の範囲適合すると認められるか、適当です。

許可後、遅滞なく申請に係わる農地を申請に係わる用途に供する見込み、あり。

申請に係わる農地以外の土地を利用できる見込み、あり。

申請地における小作人の有無はありません。

それから、周辺農地の営農条件への支障として、ちょうど調査に行っているときに、その道の反対側の畑の耕作者が来ていて、今、進入路を作っただけで、畑の方に相当雨水が流れ込んできて、被害があるから、住宅を建てた場合は雨水は宅内処理にしてもらいたいという注文があったんですけども、今その畑の持ち主は、現在、道路からも水が入って、幅1メートル、深さ50センチメートル、長さ100メートルぐらいの畑に水を流しております。だから、これを雨水は宅内処理を真剣に対処してもらうことを条件にしたいと思います。

川野会長
荻嶋委員
川野会長

荻嶋委員、今の申請は、雨水は宅内処理にはなっているんですね。

そうですか。

申請書をよく見ていただきたいんですけども。

宅地内の雨水でしょう。これは、宅内処理に申請がされております。

荻嶋委員
川野会長

どうも失礼しました。

では、次に進めます。

6番、山本重文委員、お願いいたします。

山本(重)委員

議案第4号、農地法第5条の規定による6番の説明をいたします。

立地基準ですが、川上小学校より、南へ約250メートル。周辺は住宅地で一部赤道を含む道路に接しています。

それから、農地区分ですが、第2種農地と判断いたしました。代替性はないものと思われま

す。計画面積の妥当性ですが、適当と思われま

す。資金は自己資金。あと、周辺農地ですが、周辺には農地はありませんで、赤道をずっと約100メートルくらい奥の方に進んでいくと農地がありますが、問題はないものと思われま

す。事業計画ですが、用水は井戸水、排水は雨水宅内浸透、雑排水・汚水が合併浄化槽。小学校が近隣のため、工事用車両は住宅地を徐行運転し、通学の時間帯は材料等の搬入は行わない。

それから、周りはブロック、フェンス等により、土砂の流出を防止するというこ

川野会長
森 委員

ですので、問題はないものと思われま

す。次に、7番ですが、森委員、お願いいたします。

議案第4号7番、農地法第5条の許可申請について報告いたします。まず、立地基準ですが、申請地は市役所より南方向に約12キロメートル、国道126号沖入り口より千葉方面に約300メートルです。市道に接しておりますので、進入路は確保されております。

周囲は住宅と駐車場のため、生産性の低い、第2種農地と判断いたしました。

権利者は現在、寺の住職であり、年々参拝客が増えて、交通機関は自動車に頼っている次第です。駐車場がないと参拝客の増加は必須条件であり、申請地は寺より至近でありますので、また、国道より接していますので、買収することに決めたそうです。利便性を図るため、決めたそうです。

造成工事ですが、平地のため碎石を敷き、トラロープで仕切り、雨水は自然浸透式であり、周囲の災害はないものと思われま

す。隣接の畑には、碎石が入らぬようにコンクリート板で碎石止めをするということ

です。面積については、2千575平方メートル、妥当と思われま

す。資金については、自己資金で行うということです。この件については、始末書が添付されていますので、以上のようなことから、許可相当と思われま

す。

川野会長

1番から7番までの地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第4号1番につきまして、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

- 川野会長 挙手全員でありますので、1番については、許可相当で決定いたします。
次に、2番、3番につきましては、関連しておりますので、一括で2番、3番について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
(挙手全員)
- 川野会長 挙手全員でありますので、2番、3番については、許可相当で決定いたします。
次に、4番につきまして、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
(挙手全員)
- 川野会長 挙手全員でありますので、4番については、許可相当で決定いたします。
次に、5番につきましては、意見書付きで、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
(挙手全員)
- 川野会長 挙手全員でありますので、5番については、意見書付きで許可相当で決定いたします。
次に、6番につきまして、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
(挙手全員)
- 川野会長 挙手全員でありますので、6番については、許可相当で決定いたします。
次に、7番につきまして、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
(挙手全員)
- 川野会長 挙手全員でありますので、7番については、許可相当で決定いたします。
会議中ではございますが、ここで、10分間の休憩をいたしたいと思います。
休憩 午後4時12分
再開 午後4時25分
- 川野会長 会議を再開いたします。
続きまして、議案第5号、農用地利用集積計画の承認について、1番から7番までを議題といたします。
事務局、説明願います。梅澤主査、お願いいたします。
- 梅澤主査 それでは、議案第5号、農用地利用集積計画の承認についてご説明申し上げます。
平成22年9月10日付で、農業経営基盤強化促進法の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められております。
最初に、番号1、所在八街字五方杭、地目畑、面積5千950平方メートルのうち2千871平方メートル及び東吉田字平井、地目畑、面積2千317平方メートル、2筆合計で5千188平方メートル。利用権の種類につきましては賃貸借。期間につきましては2年3カ月。新規でございます。

次に、番号2、所在八街字五方杭、地目畑、面積1万169平方メートルのうち8千419平方メートル。利用権の種類につきましては賃貸借。期間につきましては2年3カ月。新規でございます。

次に、番号3、所在吉倉字新田、地目畑、面積2筆合計で3千652平方メートル。利用権の種類につきましては賃貸借。期間につきましては5年3カ月。新規でございます。

次に、番号4、所在八街字弁天崎、地目畑、面積2千697平方メートル。利用権の種類につきましては賃貸借。期間につきましては5年。再設定でございます。

次に、番号5、所在八街字松富、地目畑、面積3筆合計で5千90平方メートル。利用権の種類につきましては賃貸借。期間につきましては5年。3筆のうち2筆4千981平方メートルは再設定、残り1筆109平方メートルは新規でございます。

次のページ、9ページをお開き願いたいと思います。

番号6、所在東吉田字和田、地目畑、面積2筆合計で1万9千437平方メートル。利用権の種類につきましては使用貸借。期間は10年。新規でございます。

次に、番号7、所在沖字西沖、地目畑、面積2筆合計で4千621平方メートル。利用権の種類につきましては使用貸借。期間は3年。再設定でございます。

以上、賃貸借が5件で2万5千46平方メートル。使用貸借が2件で2万4千58平方メートルです。

以上です。よろしく申し上げます。

川野会長 説明が終わりましたので、質疑をお願いいたします。
ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長 質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。
議案第5号1番につきまして、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長 挙手全員でありますので、1番については、承認することに決定いたします。
次に、2番につきまして、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長 挙手全員でありますので、2番については、承認することに決定いたします。
次に、3番につきまして、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長 挙手全員でありますので、3番については、承認することに決定いたします。
次に、4番につきまして、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願い

いたします。

(挙手全員)

川野会長 挙手全員でありますので、4番については、承認することに決定いたします。
次に、5番につきまして、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長 挙手全員でありますので、5番については、承認することに決定いたします。
次に、6番につきまして、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長 挙手全員でありますので、6番につきましては、承認することに決定いたします。
次に、7番につきまして、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長 挙手全員でありますので、7番については、承認することに決定いたします。
続きまして、その他に移ります。
報告第1号、農地法施行規則第53条第14号の規定による農地転用の届出について、事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

山内主査補 それでは、報告第1号、農地法施行規則第53条第14号の規定による農地転用の届出についてご説明いたします。

なお、本件は認定電気通信事業者によるものとなります。

番号1、所在四木字北四木、地目畑、面積1千35平方メートルのうち4平方メートル。目的、電気通信事業施設用地。事業内容、携帯電話無線基地局の設置。

以上です。

川野会長 これは、報告事項ですので、事務局の説明をもって承諾願います。
以上で、本日の審議すべき案件は、すべて終了いたしました。
ご苦労さまでございました。

藤崎事務局長 閉会を宣す。(午後4時35分)

議事録署名人

議 長

1 1 番

1 2 番